

經濟論叢

第114卷 第1・2号

シビル・ミニマムと公共サービス……………	池上 惇	1
剰余価値率の測定……………	瀬地山 敏	24
日本の原子力政策の形成過程……………	北村 洋基	37
1934年金準備法の評価をめぐって……………	横田 綏子	58
産業構造と財務構造……………	岡本 博公	74

昭和49年7・8月

京都大学経済学会

1934年金準備法の評価をめぐって

——ニューディールの金政策(2)——

横 田 綏 子

I は じ め に

1933年早春、全国的銀行恐慌のさなかに就任した、合衆国第三十二代大統領ローズヴェルトは、直面する深刻な不況を切り抜けるための重要な政策の一つとして、金買入れによる金「価格」の人為的引き上げを通じて、農工間の価格格差を是正しつつ、価格水準全体をひきあげようとするウォーレン・プランを採用した。この金買入れ政策は、「合衆国による世界的金融支配の基礎としての金準備高の集中」と、「不況を克服するための物価維持を通じての景気対策」とを統一させようという意図をもったものであった。このことはすでに別稿で明らかにしたとおりである¹⁾。だが、その意図は必ずしも達成されたとは言い難く、とりわけ価格格差是正については完全な失敗であり、それは政府当局も認めるところだった。しかも、為替相場のたえざる変動は、信用を破壊し、かえって景気回復を遅らせるばかりでなく、資本の海外逃避をも招いて、金集中を妨げさせた。貿易団体・商工会議所・連邦準備制度諮問委員会などから強い抗議が起らざるをえなかった。

だが、政府当局は、依然「ウォーレン理論」を信奉しており、金の価格上昇はそれに照応した物価上昇を導くことを確信していた²⁾。金買入れ計画失敗の原因は、第一に必要なドル減価をもたらすにはRFCによる買入れの規模が不十分であったためと、第二にイギリスの為替平衡基金による妨害のためであっ

1) 拙稿、アメリカの金買入れ政策をめぐる論争、「経済論叢」第113巻第2・3号、(昭和49年2・3月合併号)参照。

2) G. G. Johnson, JR., *The Treasury and Monetary Policy, 1933-1938*, 1939, p. 32.

たと政府は考えていたのである。そこで、より大規模な金取引を可能にし、かつ他国の「対抗的」政策に対処し、さらに信用をも回復するような、新たな政策が提起されなければならなかった。1934年金準備法は、そのような任務を帯びて登場してきたのである。

1月15日、大統領は議会にたいし通貨に関する特別教書を送って、「公正な価格水準の回復に伴って、また安定したドルの購買力達成の目的に従って、金融および貨幣制度改善のための新立法を議会に要請」³⁾した。大統領は①「わが国の通貨は、できるかぎり確実で安定した購買力水準をもち、日常の使用と信用の確立とに適した安全な通貨として期待されねばならない。」②「通貨を発行し、その通貨の基礎である貴金属基礎および準備の唯一の管理者かつ保有者であることは、政府の固有の権利である。そしてこれに基づき、政府は金属準備の範囲と種類を随時決定する特権をもつ。」⁴⁾という二大原則を掲げ、これに従って次のような具体的提案を行なった。第1には、金証券とひきかえに、連邦準備銀行の管理下にある金をも含む、国内の一切の貨幣用金を合衆国政府が回収すること。第2には、金を通貨の基礎としては認めるが、金貨の流通は廃止して地金の形で保有し、国際収支決済に対してのみ、金塊の移動の必要を認める。第3には、ドルの金価値の変動に対し、現行の、旧価値の50パーセントという下限の上に60パーセントという上限を加えて、その範囲でドルの金価値を改訂する。第4には、ドルの金価値切下げによる金準備評価差益のうちから、20億ドルをもって、金・外国為替・政府証券の売買を行うための基金を設定する。財務長官は、現行の国内外での金売買のほかに外国為替取引の権限をも与えられる⁵⁾。

以上が特別教書の主な内容である。

これを受けて、直ちに議会では法案の審議にとりかかった。そして法案は上

3) *Federal Reserve Bulletin*, vol. 20, February 1934, p. 61, 邦訳・日銀調査局「米国大統領の通貨に関する特別教書と1934年金準備法」海外経済情報号外第1号、昭和9年2月、1ページ。

4) *Ibid.*, p. 63, 前掲書、5-6ページ。

5) *Ibid.*, pp. 61-63, 前掲書、1-6ページ。

院で、ドル価改定と為替安定基金の運用に関する大統領の権限の有効期限を2年と限る等の若干の修正を加えられた後、両院を通過した。かくて、1月30日、1934年金準備法は成立、直ちに実施に移された。金準備法は、特別教書で要請された内容をほぼ忠実に条文化しており、第4条までが金の国家集中に関する規定、第5条で金貨の流通の廃止と金地金保有、第6条で合衆国内を流通している各種通貨の保証、第7条で金準備の評価差益の国庫繰入れ、第8・9条で金の売買、第10条で安定基金の設置とその運用に関する財務長官の権限、第12条でドル価改訂の際の60パーセントの上限、等が規定されており、その他全部で17条からなっている⁶⁾。

翌1月31日、大統領は、「他国通貨価値の減価により合衆国貿易は不利な影響を受けており、経済危機のため信用拡張が必要となっている」という理由で、「国内価格を安定させ、外国通貨減価の不利な影響からわが国の貿易を守るために、ドルの金重量を1ドルにつき純度10分の9の金15 $\frac{1}{2}$ グレインに固定する⁷⁾」という布告を発表した。これは、金1オンス=35ドルということに等しい。

小論では、このような内容をもった金準備法が、1930年代のいわゆる通貨戦争においてどのような現実的意義をもったのかということ、別稿での金買入れ政策の検討にひきつづいて考察したい。1930年代通貨戦争の一つの焦点は金獲得闘争であった。それは資本主義的恐慌脱出策、恐慌防止策として漸く具体化されつつあったケインズ主義と、その理論の国際的応用である国際的不換紙幣の発行=国際通貨制度創設にむけての胎動とかかわっている。その歴史的役割からみると、金獲得闘争は、国際的金融機関と国際通貨制度の信用の基礎としての金をめぐる争いでもあった。したがって、その中でアメリカの1934年金準備法がいかなる役割を果たしたかを探ることは、その後現在にまで至るアメリカの世界的金融支配体制の形成を考察する「原点」でもあり、また研究の有力な手がかりともなると考えられる。

6) *Ibid.*, pp. 63-67, 前掲書, 6-20ページ。

7) *Ibid.*, p. 69.

この金準備法にたいするもっとも首尾一貫した批判は、S・E・ハリスによっておこなわれた。まずこの批判を通じて同法の現実的役割を検討してみよう。

II 金準備法にたいするS・E・ハリスの批判

ウォーレンは1934年金準備法について、直接言及はしていないが、次のように述べている。「もし、ある重要な国が、明確に金の通貨としての資格をとりあげ、金に値をつけるのをやめるならば、金価値は下落させられ金ではかった世界価格は上昇させられるだろうに。もしある国が、イギリスが今追求しているように金価格を変更する政策を続けるならば、望みどおりの価格水準を確立することができ、激しい動揺を避けることができる。過去3年間にイギリスとスウェーデンの価格は金本位国の価格よりも安定していた。」⁸⁾「合衆国は、金本位制を放棄して以来、全体として、もっとも下落した価格がもっとも上昇してきているので、価格構造はより均衡に近い。おびただしい数の個人・企業体・銀行が、その財産の価値の上昇によって、支払能力をもつようになっている。」⁹⁾

ウォーレンによれば、金「価格」のつり上げは完全にその成果を得た、そして、合衆国は、現在のところ金「価格」を1オンスにつき35ドルに定めているけれども、「もし金価値が一定にとどまるならば、金価格におけるどんな変化も商品価格に十分に影響を与えるだろう」¹⁰⁾から、金買入れ同様、金準備法を通じて、金「価格」操作により、商品価格の安定を図ることができる(金1オンスにつき34.45ドルから41.34ドルの範囲内、それ以上の変更は議会の立法によらなければならない)というのである。金準備法により規定された、国内での金貨の流通廃止、国家への金集中なども、ウォーレンからすれば、金「価格」操作をより効果的に行うためのものとして位置づけられることになる。

だが、金準備法の内容は、単純な、金「価格」つり上げにより金集中と景気

8) G. F. Warren and F. A. Pearson, *Gold and Prices*, p. 454.

9) *Ibid.*, p. 457.

10) *Ibid.*, p. 454. ウォーレンのいう「価値」は需要、供給によって決まり、「価格」は価値や需給関係にかかわらず国家権力によって自由に設定できるものをさす。拙稿、前掲論文参照。

回復を図る金買入れ政策にくらべ、同じ目標を追求するものではあっても、更に一歩進んだ内容をもっている。

ハリスの批判からみてゆくことにしよう。彼によれば、実は、金買入れ政策における、金「価格」のつりあげは即それに応じたドル為替の減価とはならない。というのは、たとえ金買入れによりドル為替の供給を増大しても、貿易収支の黒字、資本流入などで、ドル為替にたいする需要が増大すれば、為替相場は下落しないからである。だから、この点からしても、金買入れ政策は、所期の効果をあげ得ないとするのであるが、彼は、金準備法もまた、為替相場を下落させそれを通じて価格を上昇させるために、政府が選んだ武器として把握し、金準備法において「金価格の上昇がいかにしてドルの減価へと移行していくか」¹¹⁾について、次のような具体的過程の中で、それをみていく。「1933年10月から1934年1月までは、RFC(復興金融会社——引用者)が必要な購入をした。しかし、1月末に政府は、1オンスにつき35ドルで無制限に金を買入れると発表したため、それ以後、民間投資家(private interests)が、後で政府に売る目的で、外国で必要な(金の——引用者)購入をした」¹²⁾とし、民間投資家によって、ドルの為替相場がおし下げられる手続を、こう述べている。①アメリカおよび外国の銀行が、手持の外貨をもって外国で金を購入する。②その金を、たいていニューヨーク連邦準備銀行の預金とひきかえに、財務省に売ってドルを手に入れる。(ニューヨーク連邦準備銀行が金買入れ業務を財務省から委託された——引用者)③そのドルを外貨に再交換する、またはそのままドルをアメリカに投資する。④最終の結果は、連邦準備銀行のドル預金の増大と、市中銀行の準備の増大である¹³⁾。

つまり、ドル為替の減価が、金のドル「価格」の上昇以下である場合には——たとえば、フランスは、新平価では1フランが約6.63セントにあたるはず

11) S. E. Harris, "British and American Exchange Policies: II. The American Experience," in *The Quarterly Journal of Economics*, vol. XLVIII, 1934, p. 692.

12) *Ibid.*, p. 692.

13) *Ibid.*, p. 695, 連邦準備制度加盟銀行は原則として連銀の預金をもってその支払準備とする。支払準備制度については、新床博・他共著「準備預金制度」昭和32年、に詳しい。

であるのに、実際の相場は1934年2月で6.46セントであったが、そのような場合には——100フランをもってフランスで金を買ひ、アメリカ財務省に売れば6ドル63セントが手に入り、それをフランスに再交換すれば約102.6フランとなって、2.6フランのもうけである。(ここでは簡便化のため、手数料・輸送費その他の費用は省略したが、実際にはこれらを差引かれた残りがもうけである。)ドル為替の相場が金「価格」に照応する点に下落する時まで、このもうけは生じるから、民間資本は、利益を求めて、アメリカ財務省に売るために、外国、特にフランスはじめ金本位国から、せっせと金を買ひ集めてくることになる。

ここから、ハリスは二つのことを導きだす。第1は、ドルのわずかな減価のために、大量の金の購入が必要であったということである。彼は1934年2月からの2ヶ月間に、フランスのフランにたいし3パーセントドルを押し下げたためには、7～8億ドルの金購入が必要であったとしている¹⁴⁾。第2には、したがってドルの減価のためには、多額のドル創造が必要になるということである。この二つの事情は、資本の投機的流入とアメリカの貿易収支の黒字にもとづくドル為替需要の増大により、一層大きなものとなる。

つまり、このような方法により、ドル為替を減価させることは、多大の費用と努力に比してきわめて効率が悪いといっているのである。ただ、為替の減価のみが目的なのであれば、1932年にイギリス政府が行ったように、金とひきかえによりもむしろ外国通貨とひきかえにドルを売ればよいので、その方が失敗のおそれがない、と彼は主張する。

しかも、第1にあげた金の集中は、ハリスによれば、「これらの購入は金価値をいっそう上昇させる傾向があり、それによって1929年から33年にかけて我々の経済制度をさんざんに破壊したような世界的規模のデフレーションを促進する。」¹⁵⁾

14) 財務長官モーゲンソーの日記によれば、彼の買った金は、1934年2月に約4億ドル、3月に2億3700万ドル、それ以後年末までに3億8500万ドル、1935年には約18億8700万ドル、1936年には11億3500万ドルであった。J. M. Blum, *From The Morgenthau Diaries, Years of Crisis, 1928-1938*, 1959, p. 125.

15) Harris, *op. cit.*, p. 693.

さらに、第2の金購入にともなう多額のドル創造ならびに銀行準備の増大は、国内における統制されないインフレーションの危険を増大させる。加えて、金準備法は「為替安定基金のうちで、為替安定にさしあたり必要でない部分を、合衆国国債に投資すること」¹⁶⁾を許しているので、「連邦準備銀行が(信用の——引用者) 拡張を阻止するために債券を売っているまさにその時に、安定基金が債券を買って現金を放出し」インフレーションにたいする統制を妨害する可能性があることは、「連邦準備制度が1939年4月の *Bulletin (Federal Reserve)* で議会に警告している」¹⁷⁾とおりである。

また、そのようにしてドルを減価させることは、金本位国からみれば、自国の金準備の喪失によって、自国通貨価値を上昇させドルを下落させて、貿易を自国に不利にアメリカに有利にしてやることになる。だから、早晚これらの諸国は金本位制を放棄するであろう、とハリスは述べ、そこから第3の批判点を導き出す。つまり、そうなれば「ドルを下落させる別の方法が必要になる。すなわち、資本輸出の促進、あるいは既に試みられているような、低い貨幣利子率による資本流入の阻止」。諸外国が金本位制を放棄して「自由にその通貨を膨張するならば、ドルの対外価値を押し下げることはいっそうやっかいな仕事となる。」¹⁸⁾これに、世界的な為替ダンピング競争の危険がつけ加わる。

第4には、そのような困難を伴う為替の減価がアメリカの貿易におよぼす影響について、否定的な意見を述べ、「合衆国の輸出は、ドルからみてその通貨が特に騰貴した国または大陸で、より多く増大したようにはみえないし、比較的安定した通貨圏からの購入量の割合がいちじるしく減少したような徴候もない。」「合衆国の諸大陸との貿易を観察すれば、経済状態全般と需要傾向とが、増大の主要な説明になることがわかる。」¹⁹⁾ 為替減価は、アメリカの輸出拡大の主要原因ではないのである。それどころか、金とひきかえにドルを売り出すこ

16) *Federal Reserve Bulletin*, vol. 20, February 1934, p. 66, 前掲書, 13ページ。

17) Harris, *op. cit.*, p. 689.

18) *Ibid.*, p. 694.

19) *Ibid.*, p. 722.

とによって、ドル為替下落をはかるやり方は、国際通貨戦争をひきおこすだけでなく、金のアメリカへの集中をさらに激化させて、貿易拡大の主要因である世界経済の状態を悪化させ、アメリカの貿易にとっても不利な状態をつくりだす。一方、国内では、インフレーションの進行が、一時期物価ひきあげを通じてアメリカの景気回復に役立つものの、それを統制しえないところまで進むおそれが多分にある。

以上が、ハリスの金準備法にたいする批判である。ここには、アメリカの金集中を世界の景気回復の阻止要因としてとらえるケインズの理論が反映しているが、その同じケインズはまた、金集中を国際的金融支配の基礎として重視していることは、周知の事実であろう。

III 金準備法の運用とその展開過程

以上のハリスの批判からも、アメリカ政府当局の金集中にかけた熱意は、いささかも衰えをみせていないことがうかがえるのであり、政府当局もまた、金買入れ政策にひきつづき、相矛盾する金集中と景気安定の同時達成をめざして、この統一をはかる努力を続けていたとみる方が妥当であろう。その意味で「金準備法は、金の国有化とともに始った、通貨制度の交代を完成したものであった」²⁰⁾という政府筋の指摘は興味深い。

このように、金準備法を、金の集中と景気の安定という二律背反的課題の統一をめざす政策の、さらに進んだ段階ととらえるならば、この目的が如何に達成されようとしているかを、逆に、ハリスの批判からうかがうことができる。

ハリスの批判の第一の点に関しては、国際連盟財政委員会によって1929年夏任命された金委員会の報告にあるような、当時の状況をふまえて考える必要がある。

「債務は国内的及び国際的に増大し、その負担は物価の下落に伴って必然的

20) Blum, *op. cit.*, p. 124.

かつ自動的に増大した。国際的債務（賠償金および政府間債務を含む）の著しい増加は、その終局において一国より他国への大規模なる富の移動を強要し、かくて實際上これは混乱せる金移動を惹起した要因の一つであった。²¹⁾

さらに、急激なる価格変動は、貯蓄・長期投資への信頼をそこない「この結果は、短資の巨額なる供給となって現われ、右短資は一国より他国へと急激に移動した。」²²⁾「未済の短期クレジットの大量は、債務諸国の経済活動を促進する一方、緊急時において特に感ぜられる不安の原因となった。」「のみならず、また国際決済に対しても同様非常なる攪乱の影響を与えた。」²³⁾それはまた、金の巨額かつ急激な移動を必要ならしめ、その結果「為替水準を保つために金のかかる大仕掛けな、頻繁な而して不規則な移動を必要としたことは未だかつてなかった」²⁴⁾ような状態をつくりだした。

1931年9月、イギリスが金本位制放棄におこまれた際の、各国中央銀行・民間資本保有の短期資本のなだれの流出と、巨額の金引出しの威力は、当時のアメリカ政府当局の記憶に新たなところであった。

それ故、利潤と安全な避難場所を求めて潮のようにおし寄せかつ逃亡する、国際的な投機的短期資本の問題を、どう解決するかは、当時の金融強国の重大関心事であったはずだと思われる。

ハリスの批判の第1点は、実はこの問題にたいする、アメリカの1つの解答を意味する。先に述べたように、ドルの金平価と為替相場に差があるかぎり、国際投機資本は、外国から金を買集めてきては、それをドルとひきかえにアメリカ財務省に売り渡し、そうすることによって、ドル為替を市場に放出して相場をひきさげるのを助けている。為替相場が下がることは、ドルの対外価値が減価することであるから、アメリカの輸出価格は下がり輸入価格は上がって、

21) *Report of the Gold Delegation of the Financial Committee*, 国際連盟事務局東京支局訳「国際連盟金委員会最終報告書」昭和7年, 41ページ。

22) 前掲書, 42ページ。

23) 前掲書, 46-47ページ。

24) 前掲書, 43ページ。

貿易収支は好転する²⁵⁾。すると、ドル為替の需要が増大するので、ドルの減価の速度は遅くなり、アメリカへの金売却が利を生んで金集中がまた促進される。つまり、為替水準を保つ上でも、国内経済発展の上でも、国際決済の上でも、不安定要因として、国際連盟により指摘されている巨額の国際投機資本の存在を、かえって逆手にとって、アメリカへの金集中と為替減価を通じての物価安定との同時達成のために利用し、その機構の中の有用な歯車の一つに変えてしまったということができるとはあるまいか。

さきの金買入れ計画失敗の原因として、一つには、合衆国政府が決めた金「価格」の承認を諸外国に強制できなかったこと、いいかえれば、金「価格」の上昇につりあうドル減価をもたすには、金買入れの規模が不充分であったこと、いま一つは、通常、ある国とそれ以外の国での金価格のギャップは、民間裁定取引によってうずめられるのに、R F Cが唯一の取引手とされたことによって、このギャップを克服する機能が封じ込められたこと、が指摘されている²⁶⁾。この点からすれば、金準備法は、1オンス=35ドルの価格での無制限な金買入れを約束することによって、金買入れ失敗の二つの原因をとり除いたものだともいえる。

第2点めの、金集中に伴う多額のドル創造に関していえば、国際的には1オンスの金=35ドルという金平価を定める一方で、国内での金の流通と金兌換を廃止することによって、通貨の対外価値と国内価値を一応切り離すことに成功し、国内でのインフレーション政策の遂行が、直接為替相場に影響し、貿易収支を悪化させることを防止し得ている。多額のドル創造により膨張する信用は、景気回復策としてハリスが推奨する大公共土木事業を中心とする公共投資のより大規模な遂行を可能にするものでもあった。

ある論者によれば、1934~39年の間における貨幣供給の増加にたいする金の

25) ハリスは、為替減価は貿易収支改善の主要因ではないとしているが、その影響を全く否定しているわけではない。「いつたん、為替が減価したとみなされるようになれば、為替の減価につづいて金の純流入が充分期待される。少くとも一時的に、資本が還流する、輸入が衰える、輸出が刺激される。」Harris, *op. cit.*, p. 716.

26) G. G. Johnson, JR., *op. cit.*, pp. 27-32.

純輸入の相対的ならびに絶対的寄与率は、この期間の金の純輸入が、99億9100万ドル、貨幣供給の純増加が231億6100万ドル、から計算すれば、約43パーセントに達する²⁷⁾。

だが、景気回復と金集中の同時達成をめざすこのような政策は、ハリスが第3の批判点としてあげているアメリカの政策があつてはじめて、有効に作用しよう。というのは、一国によって世界的金集中が行われれば、ケインズのいうように、その他の各国中央銀行は「国際通貨の充分な保有高を維持」することができず、「低廉で豊富な銀行信用」「低い長期利子率」はもとより望むべくもないので、インフレーションの物価つり上げ政策を遂行することは不可能になり、各国の経済活動も、世界貿易も縮小して、世界的不況がさらに続くこととなる。また、対外通貨価値の切り下げ、関税、為替制限、輸入割当制などによる一国の国際収支の改善は、他国の国際収支を悪化させ、同様の報復的措置をもたらして世界貿易をますます害するであろう。

だから、貿易収支の改善が、資本輸出に利用されることが決定的に重要になってくる。アメリカの資本輸出および国際借款その他が、輸出先国の経済活動の回復と発展を助け、世界的不況からの回復をもたらさなければならぬ。それは同時に、金集中・為替操作等を通じての、アメリカの金融的支配力を補強することにもなる。ケインズは、以上のような点について、次のように述べている。「一国の国際収支の改善は、ある他の国の国際収支の悪化を必然的にもたらす。……われわれは、この方法で全産出量を増加させることも、また世界の物価をひき上げることもできない。」と述べた後、例外として、「副産物として、グレート・ブリテンのような世界の金融センターにたいする信頼を強め、それにより、イギリスを国内と海外の両方に向けて、前よりもっと気前のよい貸手にすることによって、公債支出に役立つ場合は別であるが」²⁸⁾と。

27) A. I. Bloomfield, *Capital Imports and the American Balance of Payments, 1934-39*, 1950, 中西市郎・岩野茂道監訳「国際短期資本移動論」昭和49年、302ページ。

28) J. M. Keynes, *The Means to Prosperity*, 1933, 宮崎義一訳「繁栄への道」宮崎義一・伊東光晴編「世界の名著」第57巻、昭和46年、312ページ。

ただし、実際には、1934年以來の金準備の増大に比例した形での資本輸出の伸びは、直ちにはみられなかった。たとえば、A・I・ブルームフィールドによれば、アメリカの対外投資から外国の対アメリカ投資を差引いたアメリカの純債権国ポジションは、1930年、1933年には、それぞれ、長期勘定95億ドル、89億ドル、短期勘定マイナス7億ドル、6億ドルで、長期・短期合計88億ドルから95億ドルへと強くなっているのにたいし、1939年には、長期勘定45億ドル、短期勘定マイナス27億ドル、長期・短期合計18億ドルといちじるしく悪化している。だが、その原因をみてもと、諸外国からの巨額な短期資本の流入、利払不履行となっていたドル建外国債権を中心とする対外投資の減少などによる、合衆国にとってはいわば「受動的」な要因によるものであるし、この間の利子配当受取りは、受取り超過が1930年、1933年、1939年に、それぞれ5億8100万ドル、3億200万ドル、3億1100万ドルと、33～39年間にはわずかながら増加させしている²⁹⁾。

減少したとはいえ、1939年のアメリカの対外投資が長期・短期合計114億ドルの巨額にのぼることを考えあわせると、その時々アメリカおよび世界の経済情勢の変動による増減はあっても、アメリカの資本輸出国としての地位は強固なものであったといえよう。そして第二次大戦の勃発とともに、外国資本の逃避的流入はますます増大するのであるが、一方、戦費および戦後の復興費支払による金流入およびアメリカの対外貸付の増大により、世界最大の貸手としてのアメリカの地位がさらに強化されていくことは周知のとおりである。1930年代のアメリカによる金集中が、上述のように、アメリカの資本輸出、国際借款を媒介として世界的景気対策と統一される過程の全面的展開は第二次大戦の終了をまたなければならなかったのである。

IV むすびにかえて

金準備法は、金「価格」操作を通じての直接的な金集中を中止したという意

29) Bloomfield, 前掲書, 331-334ページ。

味では、ウォーレン・プランの変更であり、停止である。しかし、ウォーレン・プランの真の意図であった不況をもたらさない金集中の追求という点で、まさにそれをいっそう巧妙に追求しようとした、ウォーレン・プランの発展としてとらえるべきであろう。政府当局もまた、そのように考えていたことは、はじめに指摘したとおりである³⁰⁾。

この1934年金準備法に従って規定された、対内的には金流通・金兌換を禁止しつつ対外的には1オンス=35ドルで金保証を行うというドルの基本的性格は、少なくとも建前上は、1971年8月まで、アメリカの国際的金融支配の基軸であった。

それは、1936年の三国通貨協定による為替管理のゆるやかな禁止と、1オン

30) アメリカへの金集中の実際の状態は次のようなものであった。

主要国の金保有の推移 (単位百万ドル)

	総額 (50ヶ国)	合衆国	イギリス	フランス
<金1オンス=20.67ドル>				
1933年10月	12,057	4,011(1)	927	3,176
11	11,959	4,012(1)	928	3,051
12	11,930	4,012(1)	928	3,022
1934年1月	11,951	4,033	929	3,021
<金1オンス=35ドル>				
1934年1月	20,229	6,829	1,573	5,109
2	20,516	7,438	1,574	4,904
3	20,724	7,694	1,574	4,947
4	20,820	7,757	1,575	5,023
5	20,957	7,779	1,577	5,136
6	21,166	7,856	1,578	5,274
7	21,304	7,931	1,579	5,321
8	21,489	7,978	1,580	5,439
9	21,530	7,978	1,581	5,455
10	(P) 21,585	8,002	1,582	5,468
11	(P) 21,646	8,132	1,583	5,443
12	(P) 21,745	(P) 8,238	1,584	5,445

(1) 流通している金貨を除く

(P) 推定

Federal Reserve Bulletin, Vol. 20, 1934, p. 801, および
Vol. 21, 1935, p. 94, より作成。

ス=35ドルの金売買に各国の保証をとりつけたことによって、さらに一步をすすめた。

だが、ドルの対外価値の国際的承認、これを妨害し、かつ世界貿易の縮小・世界的不況をもたらす為替管理の制限などは、せまりくる第二次大戦の前に潰えさり、その本格的展開は、戦後のIMF（国際通貨基金）の成立を待たなければならなかった。

それらの過程とそれぞれの問題点の検討は、後にまた改めて行うことにしたいが、小論との関連において、IMFについて少しだけ述べておくならば、IMFは、ケインズの意図したような、各国の保有する金の上に更に国際通貨の追加供給を行うという制度とは逆に、各国の貴重な金を出資金の一部として提出させ、これをアメリカの管理下において、この共同出資金をもって、加盟国の短期的国際収支赤字にたいする緊急融資を行い、各国から為替制限という競争手段をとりあげると同時に、IMFの基軸通貨たるドルの対外価値の維持を図るものであった。

そして、国際通貨の追加供給は、IMFによって国際通貨としての地位を確立されたこのドルをもって、アメリカによる海外援助・借入・資本輸出等によって行われ、それを通じて、国際的支配従属関係はいっそうの進展をみることとなるのである。その目的に「国際貿易の拡大と均衡のとれた増大」を唱ったIMFは、同時に稀少通貨条項等を利用してIMFが金でドルを買うという形で、各国の提供した金をアメリカに引き渡させるためにも利用された³¹⁾。

IMFの下でも、ウォーレンの追求しようとした二律背反的課題の統一は、ひきつづき追求されていたとみることができよう。

「1934年型金塊本位制」は、1971年をもって大きな転換点を迎えたわけであ

31) IMF 協定第7条第2項2は「不足通貨の基金保有額を補充する措置」として「加盟国にたいし自国通貨を金で基金に売ること」を要求すること」を許している。この条項に基づき、1957年1月3億ドル、同5月3億ドル、都合6億ドルの金がアメリカに引き渡された。さらに1956年1月常務理事会決議において、「IMFの経費面に赤字が生じた場合、これを補填する目的から金を代償として……アメリカ財務省証券を購入することをみとめた。」これによって、56年1月、59年7月の二回にわたり5億ドル、60年12月に3億ドルの金売却が行われた。堀江薫雄「国際通貨基金の研究」昭和37年、201ページ。

るが、これと関連して、最後に、金準備法が内包していた矛盾について簡単に述べておこう。

Ⅲで述べたような、国際的投機資本を金集中のために利用する一方で、景気対策としての国内での公共投資政策をはじめとするインフレ政策の遂行によるドルの減価が、直接には為替相場に影響しないという金準備法の利点には、実はいくつかの前提条件があった。

それは、一言でいえば、アメリカの生産力の絶対的優位に基づく貿易収支の黒字を中心とする国際収支の黒字であり、国際通貨を供給して世界貿易縮小を防止する資本輸出がさらにこの貿易収支の黒字を増大させる役割を果たさなければならないということである。この貿易収支の黒字が為替相場でドル為替上昇要因として働き続けることが、国際投機資本および各国の金融当局が、あるいは為替差益を求めてあるいは平価維持のためにあるいは国際収支の決済のために、ドルとひきかえに金をひき渡すという行動の誘因であり要である。いったん、この黒字に転化するならば、この機構は逆に金の流出を保障するものとして働くことになる。

戦後のドル危機はまさにこの状態であった。これをもたらした事情は周知のところであるが、ベトナム戦費や各種の海外援助を中心とする政府の海外支出の増大する赤字、資本輸出その他アメリカ独占体の海外進出が世界企業という形をとり、国際収支上ではアメリカの貿易・資本収支上の赤字要因として働くということ、および、戦後の復興過程を経て各国が生産力を発展させ国際競争戦が激化したこと、さらにアメリカ国内でのインフレーションの激化等があげられよう。

それらによって、ついに1934年金準備法による1オンス=35ドルの金平価に基づいたIMF体制は、崩壊の危機においやられ、現在その再編過程にある。だが、当時の政策目標であった、景気の回復と金の集中という二律背反的課題の統一をめざす努力は弱まるどころか、さらに新たな装いの下にいっそう強められるのではないだろうか。何故なら、アメリカにとって国際的金融支配の必

要は、国際競争戦の激化、世界資本主義体制におけるアメリカの相対的地位の変化という事情の下でますます強まり、一方、アメリカがインフレーションの下での不況といういわゆる「スタグフレーション」に悩まされだしてから既に久しく、世界的不況対策もいよいよ緊急の課題となっているからであり、当時の財務長官モーゲンソーによって述べられたように、そのなかで、金の重要性は、今もなおその有効性を失っていないからである。「(金や外国為替資金を殆んどもたずにやっている) 若干の国を掲げて、これらの諸国が金に頼らずに外国貿易を行い、国際収支を決済しているし、又金が貨幣上の役目のためにも時代遅れになりつつあることを実状の例証となす者がある。しかし、こういう主張をする者はこれらの国の経験を完全に誤解しているのである。……彼等が国際収支の均衡を調整する上に於て、はるかに不満足な代用手段——即ち嚴重な為替管理、清算協定、バーター制等の採用……——を実施せざるを得ないのは、全く彼等が金を獲得することができないからである。金を使用せずにやっぴいこうとしたこれらの国々の経験程、国際収支の決済手段としての金の優位性を有効に示したものは他にないのである。

金かもしくは為替管理かのいずれかがなければ、為替相場は甚だしく浮動的なものとなるであろう。又収支の均衡に何等かの変化があれば、国際借入又は貸付を心配しなければならぬであろう。さもなければ為替相場は、支払うべき金額と受取るべき金額とが均しくなる様な点まで動かなければならぬであろう。」³²⁾

32) J. W. Gantenbein, *Financial Questions In United States Foreign Policy*, 1939, 町田義一郎訳, 昭和17年, 68ページ。